

償方ニ付屢々債主ニ迫リ宥恕ヲ請求スルモ到底示談ノ行届カサルヨリ遂ニ多衆ノ勢力ヲ以テ其目的ヲ達セント欲スルニアリ尤モ此事ハ既ニ探知スルヲ以テ速ニ警察官吏ヲ派遣シ百方説諭鎮撫ニ尽力セシメタル処皆ナ其ノ不理ナルコトヲ覺リ大ニ悔悟ノ状ヲ呈シ翌十一日天明ニ至リ夫々解散人心靜穩ニ帰シタルモ仍ホ将来ノ警戒ヲ嚴ニシ且ツ首唱者ハ所轄警察署ヘ引致目下取調中ニ候得共本件ノ顛末不取敢上申候也

明治十七年八月十四日

内務卿宛

長官名

警甲第八〇号

不穩集会ヲ解散セシメタル義ニ付上申

曩キニ県下武相二州ノ人民負債弁償方ニ付不穩ノ集会ヲ解散セシメタル顛末及上申置候処尚又本月十六日相州津久井郡ノ内三井村外七ヶ村及ヒ武州南多摩郡韮水村人民三百四十一名方困民会ト称シ負債償却上ノ事ニ付南多摩郡小比企村字稻荷森ト唱フル原野ニ集会不穩ノ舉動有之ヲ以テ鎮靜方ニ着手夫々解散セシメ候得共頃日追々各所ニ伝播シ諸方ニ集合ノ聞ヘ有之ニ付於今充分之レカ取締ヲ為サ、レバ遂ニ巨害ヲ為スニ至ルモ難計ト思考候条右集合ノ

場所ハ一々警部ヲ監視セシメ治安妨害ノ廉ヲ以テ集会条例第十七条ニヨリ解散ヲ命シ若シ随ハサル時ハ第十三条ニヨリ処罰スヘキ見込且ツ人民ヲ教唆誘導シテ茲ニ至ラシムル巨魁ト見認ムルモノハ相当処分可致候得共此段不取敢上申候也

明治十七年八月廿一日

内務卿宛

長官名

警甲第八二号

凶徒聚衆之義ニ付上申

兼テ上申及置候県下負債人民集合之義ニ付夫々取締方手配罷在候処明治十七年九月五日午後第三時本県下南多摩郡下川口村塩野倉之助ナル者願之筋アリト唱ヘ八王子警察署ニ出頭セルヲ以テ警部補松野広之レニ対シ理由ヲ取糾候処其旨意タルヤ予テ凶暴ノ企アル集合事件ニ付去ル一日同村ヘ集合ノ際警察官ヲ臨檢セシメ現場ニ於テ証拠書類ヲ押ヘ且ツ同村平民町田克慶ヲ引致同署ニ於テ取調中ノ処村内一同ニ於テハ差支云々ヲ以テ右書類ト共ニ下戻ヲ要求スル旨申出ルニヨリ其不当ヲ誠メ決シテ聞入ル、ヘキ事柄ニアラサルコトヲ相示シ候際門前ヘ凡ソ二百余名ノ人民各葺笠ヲ着シ喧鬧シテ署内ニ侵入シ凶暴喧噪スルヲ以テ之レヲ嚴制シ仍ホ理由

ヲ訊問スルニ先キニ進ミタル者共ノ申出ル処ヲ聞クニ何レモ負債償却ノ整ハサルヲ以テ総テノ借債十ヶ年賦ニ致シ呉レ度ト申唱フルヲ以テ尚又群衆ニ対シ訊問スルニ何レモ借債十ヶ年賦ノ事ナリト同音ニ答ヘタリ依テ如此事柄ハ警察署ニ於テ採用スヘキ筋ニアラサル旨ヲ示スモ毫モ之レニ応スルノ模様ナキヲ以テ數回解散ヲ命令スルニ愈聞入レサルノミナラス署外ニ駐足セル者モ追々署内ニ押入ルヲ認メ尚嚴ニ解散ヲ命スルモ益々解散セサルノミナラス喧鬧署内ニ進入スルノ行為正ク凶徒多衆ヲ嘯聚シテ官庁ニ喧鬧セル現行ノ犯跡顯然タル者ニ付一同即チ二百十名ヲ逮捕シ目下取調中ノ処仍ホ之ヲ奪ハントスルノ企アル趣探偵上ニテ相聞ヘ候ニ付警部巡查等出張セシメ嚴重取締ノ処分ニ及候条此段不取敢上申候也

明治十七年九月六日

長官名

内務卿宛

司法卿宛

○十一月五日埼玉県下ノ暴徒猖獗当県下ニ侵入ノ景状アルヲ以テ田(注)警部長巡查五十名ヲ引率出張青梅警察分署ヲ本拠トシ曾テ出張シタル警部巡查二十余名ト相合シ埼玉県下接近ノ郡村中要路ノ所ニ

之ヲ派遣シ以テ侵入ノ防キヲナシ且ツ小田原藤沢ノ兩警察署ヨリハ警部巡查ヲ郡村中ニ派出シ以テ郡村内ノ人心ヲ鎮撫シ居タルニ暴徒ハ埼玉県下秩父郡ヨリ山梨県下ニ横行スルヲ以テ尚ホ同県近接ノ地即チ本県水川分署部内ノ要路ニ巡查ヲ派出シ侵入ノ防禦ヲナシタルニ幸ニ侵入ナク随テ郡村ノ人心モ静沈ニ帰シタリ

(注) 明治十七年。

(「騷擾事変」『神奈川県史料』五卷所収)

一五 騷擾取締に關する高座郡長の内達(一)

(二)

〔(本書)高座第千四百号〕

世上便利融通ノ為メ彼レノ剩余ヲ以是レノ欠乏ヲ補ヒ相互貸借流用スルコトハ自然普通ノ原則ナリ然ルニ目今ノ景状ヲ視ルニ或ヒハ奸黠ノ徒アリ愚民ヲ煽動シ己レ負債主ノ總代ト称シ恣ニ永年賦無利足等ノ方法ヲ設ケ彼我ノ約束ニ拘ハラズ暴行強迫ノ手段ヲ以テ債主ヲ威服セシメントスル由相聞ヘ右ハ容易ナラサル義ニ有之若シ相對貸借ニ関シ他ヨリ謂ナキモノ立入強談等ナス者有之トキハ住所人名ヲ問ヒ速ニ最寄警察署又ハ分署ヘ通知処分受ケ可申様予テ部内ヘ示諭シ置クヘク此旨内達候也

明治十七年七月廿五日

高座郡長 今福元頼

河本崇藏殿

者讓拜晤草々不一
十二月十二日^(注)

今福君 御坐下

(一)

(今福 祥氏藏)

埼玉県下秩父郡人民数百人嘯集暴挙ノ趣其筋ヨリ達有之候ニ付本郡内取締向ノ義篤ク注意可致旨本県ヨリ内達有之候条其所轄内人民ニ於テ輕速ノ挙動無之様予テ注意可致此旨内達候事

明治十七年十一月四日

高座郡長 今福元頼

鴫ノ森村外四ヶ村戸長

河本崇藏殿

(本県本郡役所達書照会状綴) (明治一七年) 相模原市史資料室藏

10% 負債者対策に関する高座郡長宛南多摩郡長

県書記官書簡(一―二)

(一)

負債困民之義ニ付貴官及津久井郡長ト会同協議ノ上内申可致旨県令ヨリ御達相成右者何れも同様之御達と推考致候就而会同地并ニ日限等別ニ御示しも早々前着無之候ハ、何地へ何日ニ会同と貴官ニ而ハ御取極メ至急御回報相成度津久井郡へ者はより通知方取斗可申委曲

(注) 明治十七年。

今福高座郡長殿

(今福 祥氏藏)

陳者過般御出港之節御相談申候負債者之件其後立木通善来リ県令ヨリ相談相成候処各郡長ニ於テ配意有之候上ハ最早仲裁ハ謝絶致候旨同人より申出候間此上ハ自然困民等貴官へ歎願等申出候義も可有之其場合ニ於テ者充分懇切御取扱穩便之結果ヲ得候様御尽力相成度尚其事情ニ依リテハ速ニ御申出相成度此段申上候也

十二月廿三日^(注)

書記官

(二)

一〇七 負債者徒党取締に関する大住洵綾両郡長

の内達

第五十四号

南多摩郡都筑郡負債徒等物価ノ激変ニ際シ凶ラサルノ困弊ヲ極メタルヲ以テ行政官ニ哀願シ該官ノ哀憐ヲ受ケタシトノ主意ニテ総代人ヲ撰ミ各債主ヘ不当ノ償却方ヲ昨暮南多摩郡都筑橋樹高座ノ各郡長ヘ申出尚今般県庁ヘ罷出候ニ付長官ニ於テハ該郡長等ヲ招集シ御談議ノ上長官ヨリ総代人等ニ対シ懇篤御談ノ末物価ノ激変ニ際シ困弊ニ陥リタルハ実以テ憫然ノ義ニハ候ヘ共行政官ニ於テ如何ニ部民ニ哀憐ヲ加フルモ又尽力スルモ偏頗ノ処置ハ為シ難キヲ以テ今般総代人共ヨリ申出タル主意ニテハ負債者ニ取り都合ヨケレトモ債主ニ於テハ到底承諾シ得ヘカラサル義ニテ詰リ債主ヲ斃スノ手段ニ外ナラス即本官ニ於テハ負債者モ部民ナリ債主モ亦部民ナリ斯ノ如キ一方ニ偏スルノ所置ニ尽力ハナシ難キニ付双方ニ於テ出来得ヘキ義ニ無之テハ如何ナル示談ヲ為スモ整ヒ難ク且尽力モ為シ難キコトナレハ自今集合談判又ハ総代人ヲ撰ミ候如キハ一切相止メ各自ニ正実ヲ以テ債主ヘ示談致スノ外ナシ然ル上ナレハ本官ニ於テモ夫々尽力致シ且郡長戸長ニ於テ同様尽力候様致シ遣スヘクトノ旨為申聞相成候処右

搦代人共ニ於テハ直ニ販村速ニ搦代人ヲ解キ各自ニ正実ヲ以テ債主ヘ示談候様可致旨承諾候ニ付別紙略記廉書ノ主意ニ依リ尽力シ尚各戸長ニ於テモ同様尽力スヘキ様懇示致シ置クヘキ旨今般諭示相成候条各員ニ於テモ前文ノ主意ニ依リ夫々注意尽力有之度此段及内達候也

明治十八年二月廿日

大住洵綾両郡長 飯岡頼重

子易村外二ヶ村

戸長 萩原徳次郎殿

〔別紙〕

- 一 各村負債者搦代人ヲ解ク事
- 一 各負債者ハ各自ニ銀行ヘ談判ノ事
- 一 各負債者集合談判ハ嚴禁ノ事
- 一 各負債者銀行ヘ頼談ニ及ヒ過酷ノ取扱アル節ハ郡長戸長ニ於テ厚ク尽力ノ事
- 一 私立銀行金貸会社ノ貸借間ニ前項ノ場合アルトキ郡長戸長充分尽力致スヘク事
- 一 負債者ハ物価ノ激変ニ際遇セシコト故非常ノ取扱ヲ為シ成ルヘク懇切ニ処分致スヘキ事

〔本県内達〕(明治一七年)伊勢原市役所蔵

一〇八 負債党取捌人賞与に關する高座郡長宛

県書記官 南多摩郡長書簡(一一一)

(一)

拝読負債党之件ニ付尽力之者慰勞方御問合之趣拜承右者已ニ評議も致居候義ニ有之其目的ハ饜心ニ而も致シ相当之事トハ考候得共彼等幸ニ打揃出港致居候場合も無之又夫レカ為メ呼出サル、様ニテハ却而迷惑ヲ相懸ケ候筋ニ付寧ロ相当之品物ニ県令之書簡ヲ添遣ス方可然哉トモ存候就而ハ其辺之御意見も有之候ハ、原氏トモ御打合之上小生迄御見込之処御申越被下度品物可然トノ御考ニ候ハ、其種類并ニ価額之処モ大凡何程位ノ者可然哉委詳御意見見御申越被下度右ハ貴答旁御問合申上度早々如斯御座候頓首

七月十四日^(注一)

^(注二)健

今福先生 梧下

(注一) 明治十八年か。(注二) 神奈川県書記官 田沼 健

(二)

負債党取捌人賞与之件ニ付屢々御来示候趣了承御返ニ而至極可然と存候別紙者曾而御協議ノ末具状書ニ添ヘタル各人姓名書ニ而朱書ハ

御参考迄ニ書加ヘタルモノニ候書記官へ回答者貴官ヨリ相願度先ハ御回答旁此段申進候也

七月廿三日

原 豊穰

今福郡長殿

追而御回報早速可差上候処具状書相見失ひ彼是搜索中存外延引致候条此段申副候也

(別紙)

困民調和取扱人姓名

高座郡中新田村

県會議員 山田 嘉毅

南多摩郡大蔵村

全 中溝 昌弘

同郡上小山田村

平民 薄井 盛恭

右者最初ヨリ關係奔走殆ソト四十日間般々懇切ニ取扱候ヨリ債主負債主共ニ信用シ為メニ好景ヲ得ルニ至レリ

高座郡下鶴間村

戸 長 長谷川 彦八

南多摩郡小川村

全 細野喜代四郎 (今福 祥氏蔵)

〔欄外注記〕 『本年一月十三日付ヲ以テ内申セシ扣』

二〇九 社倉解散下付金維持方法に関する上願書

および同許可書(二一〇)

(一)

社倉金解散御下付上維持方法書

一 御下付金若干更ニ凶災予備ノ名義ヲ付シ他ニ使用致サ、ルモノトス

一 該金ヲ維持スルハ一村人民ノ投票ヲ以議員内ヨリ撰挙式名ヲシテ担当スルモノトス

但シ担当年限ハ三ケ年ヲ限リトス

一 該金貸与ノ利子ハ年ニ何割ト定メ年々利倍積立ルモノトス

一 利倍年数ヲ重ネ其金数ヲシテ一村ノ地租額ニ比準スル時ハ更ニ積立ヲ止メ利子金等ニ割渡スモノトス

一 凶災年柄ニシテ予金ヲ使用スルハ租金上納ノ甘苦ヲ計リ無利足貸与スルモノトス

一 甘苦ノ分界貸与ノ金数ヲ定ルハ其節村会ノ決議ニ拠ルモノトス

但シ返金ノ年数ヲ定ムルハ同決議ヲ以テス

右書面之通村民一同特ニ協議ヲ以御下付金維持方法相定候間社倉解散御下付金被成下度上願御座候也

明治十六年十一月一日

高座郡下鶴間村

大谷 惣兵衛(印)

石井 与兵衛(印)

大谷 吉右衛門(印)

木下 松五郎(印)

大谷 泰 吉(印)

佐藤 重良兵衛(印)

大谷 与兵衛(印)

佐藤 惣 助(印)

大谷 弥五兵衛(印)

滝本 儀左衛門(印)

大谷 弥 市(印)

佐藤 平左衛門(印)

大木 惣左衛門(印)

木下 藤 吉(印)

石井 三右衛門(印)

木下 喜兵衛(印)

石井 伊左衛門(印)

佐藤 太与吉(印)

滝本 清左衛門(印)

古木 利左衛門(印)

滝本 八右衛門(印)

滝本 勘左衛門(印)

石井 政右衛門(印)

佐藤 利 助(印)

石井 代二郎(印)

佐藤 弥左衛門(印)

石井 伊 八(印)

木下 文 蔵(印)

石井 伊 八(印)

木下 儀右衛門(印)

第3章 三新法体制

北島良助(印)	石井伊右衛門(印)	大木新助(印)	瀬沼新助(印)
佐藤太郎右衛門(印)	石井平兵衛(印)	大谷文右衛門(印)	瀬沼源四郎(印)
佐藤源左衛門(印)	木下円藏(印)	蜂須賀又次郎(印)	目代岩藏(印)
滝本宇吉(印)	大木岡右衛門(印)	高下宇左衛門(印)	小倉嘉一(印)
古木森右衛門(印)	滝本長左衛門(印)	市川吉右衛門(印)	長谷川彦八(印)
古木熊太良(印)	滝本弥七(印)	加藤忠三(印)	土屋藤吉(印)
井上助右衛門(印)	滝本安右衛門(印)	浜田平左衛門(印)	浜田忠右衛門(印)
井上嘉七(印)	石井泰助(印)	土屋善右衛門(印)	北嶋林藏(印)
井上台助(印)	大木治兵衛(印)	高下半平(印)	角野八左衛門(印)
滝本清太郎(印)	大木仁左衛門(印)	山本五兵衛(印)	柴田源七(印)
木下弥右衛門(印)	滝本浅右衛門(印)	大久保彦兵衛(印)	瀬沼吉左衛門(印)
古木増右衛門(印)	滝本治兵衛(印)	北嶋信造(印)	伊沢藤八(印)
古木伝八(印)	滝本嘉平(印)	瀬沼伝右衛門(印)	土屋伊平(印)
古木伝左衛門(印)	石井重藏(印)	金子亀治郎(印)	瀬沼義平(印)
古木伝五兵衛(印)	石井豊吉(印)	瀬沼嘉十郎(印)	金子巳之助(印)
木下重右衛門(印)	石井藤右衛門(印)	北島熊吉(印)	金子常吉(印)
石井平右衛門(印)	滝本市右衛門(印)	高橋紋右衛門(印)	和田平治(印)
佐藤源兵衛(印)	大谷新兵衛(印)	瀬沼千代吉(印)	石井久右衛門(印)
古木伊兵衛(印)	大谷仲右衛門(印)	瀬沼直吉(印)	和田直栄(印)

篠田源太左衛門(印)	北嶋 孫治郎(印)	北嶋 荒治郎(印)	北嶋 幸右衛門(印)
和田 儀左衛門(印)	小倉 卯兵衛(印)	北嶋 彦四郎(印)	蜂須賀元右衛門(印)
市川 茂兵衛(印)	瀬沼 勘助(印)	八木 小左衛門(印)	浜田佐五左衛門(印)
篠田 清左衛門(印)	瀬沼 七左衛門(印)	高下 倉右衛門(印)	篠田 太左衛門(印)
柴田 平左衛門(印)	柴田 新兵衛(印)	高下 兵五郎(印)	篠田 彦右衛門(印)
遠藤 善左衛門(印)	井上 良助(印)	伊沢 久治郎(印)	天野 浅右衛門(印)
高橋 佐平治(印)	高橋 織右衛門(印)	土屋 仲藏(印)	高橋 市右衛門(印)
小倉 武右衛門(印)	瀬沼 文平(印)	遠藤 茂吉(印)	篠田 九左衛門(印)
瀬沼 由右衛門(印)	浜田 浅五郎(印)	高橋 栄藏(印)	土屋 惣兵衛(印)
浜田 庄左衛門(印)	加藤 甚兵衛(印)	天野 吉兵衛(印)	高下 玄随(印)
石井 治右衛門(印)	蜂須賀 清兵衛(印)	大久保万右衛門(印)	土屋 七兵衛(印)
中村 紋左衛門(印)	臼井 市兵衛(印)	大久保金右衛門(印)	伊沢 喜兵衛(印)
臼井 八兵衛(印)	小倉 仲治郎(印)	北嶋 徳右衛門(印)	石渡 安太郎(印)
臼井 与左衛門(印)	小倉 杉五郎(印)	石渡 音吉(印)	遠藤 稻藏(印)
小倉 勘藏(印)	伊沢 宇八(印)	目代 利兵衛(印)	天野 七藏(印)
和田 文藏(印)	飯田 市郎兵衛(印)	目代 源之丞(印)	梁川 八右衛門(印)
小倉 彦右衛門(印)	篠田 清藏(印)	篠田 金平(印)	高下 清吉(印)
小倉 茂左衛門(印)	加藤 長右衛門(印)	高橋 治郎吉(印)	高下 金藏(印)
石井 政左衛門(印)	石井 岩治郎(印)		戸長 瀬沼 新助(印)

明治十六年十月三十一日

戸長

神奈川県令冲守固殿代理

神奈川県大書記官 田沼 健殿

(一)

〔庶書〕
庶第五千九百五拾七号

書面之趣聞届社倉金元利共別紙仕訳書之通下戻候条旧三井組
預り証并受取人一同連署右受領証十二月十五日迄ニ可差出事

明治十六年十一月三十日

神奈川県令冲守固代理

神奈川県大書記官 田沼 健(印)

〔指令綴〕(明治一四一七年)大和市役所蔵

(注) 別紙仕訳書欠。

二〇 勤儉儲蓄同盟社則

人生不測ノ災害アルハ古今其例尠シトセス近時世運昌平氣候ノ不順
ナキト政府民ニ厚キトニ頼リ以テ我輩農圃ニ従事スルノ徒勉メテ耕
耘ニ怠ラサレハ幸ニ一家ヲ供給シ營生ノ道ヲ失スルナキモ天若シ凶
歉ヲ下シ蝗旱風霖ノ變アルニ遇ハ、夫レ何ヲ以テカ之レヲ待ントス
ル耶苟モ良民タルモノ予メ之レカ災厄ニ虞備スル所ロナカルヘカラ

ス然リ而シテ人生ノ災害ハ独リ天變ニ止ラス疾病アリ災厄アリ以テ
社会ノ安寧ヲ害ス一旦斯ノ如キ不慮ノ難ニ逢遭スルアレハ仮令ヒ東
馳西走衣食ニ汲々タルモ豈能ク飢渴ヲ治スルヲ得ンヤ是我輩ノ從來
杞憂スル所ニシテ遂ニ今回儲蓄法ヲ設クル以所ナリ今ヤ世運昌平ノ
日ニ方リ各自勤儉節約ヲ旨トシ余ス処ノ金穀ヲ醜シ以テ將來不測ノ
災害ニ備エハ亦小補ナシトセス故ニ同盟結約シ其法方ノ要例ヲ掲ク
ル事左ノ如シ

社 則

第一条 本社ノ社員タルモノハ盟約スル條款ヲ遵守スヘシ

第二条 本社ノ社員タルヲ得ルハ当所ニ本籍ヲ定メタル者ニテ品行

方正ナル者ニ限ル

第三条 社員ノ内協議或ハ投票ヲ以正副幹事ヲ定メ本社ノ事務ヲ總

理セシム

但正副トモ幹事ハ無給タルヘシ

第四条 社員ノ内止ヲ得サル事故ニ拠リ退社ヲ請フモノアルトキハ

総員商議ノ上脱社スル事ヲ許ス然レトモ醜金ハ元金而已漸次返付

スルモノトス

但無謂脱社ヲ乞フモノハ元金ト雖モ返付スル事ナシ

第五条 社員ノ内規則或ハ総体ニ付異見アルトキハ本社会議ノ節其

旨趣ヲ陳述スヘシ

第六条 本社ノ集會ハ尙週年ニ二次トシ該年二月十二月上半ケ月ノ

内ニ之レヲ開クヲ恒例トス

但臨時集會ヲ要スル事アルトキハ其趣ヲ幹事ヨリ通告シ集會ス

ルコトアルヘシ

第七条 他ヨリ入社ヲ請フモノアルトキハ本人ノ履歴ヲ詳明ニシテ

然ル後総員ノ協議ニ付シ各員ノ許諾ヲ得之ヲ許ス

儲蓄方

第八条 儲蓄スル所ノ金員ハ各社員ノ資力ニ任セテ定限ナシト雖モ

其金額ハ最初ニ前定シ而テ醸金連名簿ニ明記調印スヘシ

第九条 醸金方ハ日掛ケ或ハ月懸ケ又ハ一週年一度ニ醸スルモ本人

ノ都合ニ任カス

但当月懸トス

第十条 醸金ハ毎月幹事ノ宅エ持參シ領収書ヲ得テ他日ノ証ニ供ス

ヘキ事

第十一条 幹事ハ各社員ノ醸金ヲ得テ領収ノ証書ヲ渡シ而シテ尙週

年ヲ取纏メ後會即チ十二月ニ至リ各社員エ物額ヲ明示シ儲蓄ノ法

方ヲ協議スルモノトス

救助方

第十二条 本社儲蓄金ハ不慮ノ災難ニ備フルヲ目的トスルカ故ニ社

員ト雖モ平常擅ニ貸与スル事ヲ得ス

第十三条 社員ノ内不測ノ災害ニ罹リタルトキハ総員商議ノ上該災

害ノ輕重ヲ量リ普通手續ヲ以テ証書ヲ取リ一年八銖已下ノ利子ヲ

以テ社中ノ儲金ヲ貸与シ被害者ノ營生ヲ保有シ家計ヲ維持繼續セ

シム

但貯金蓄積ノ都合ニ寄リ社外人エ貸与スルトキハ本文利子ノ限

リニアラス

第十四条 前条ノ如ク貸与シタル金額消却法ハ其本人ノ職業及ヒ資

産ノ多寡等ヲ推酌シ其可堪ニ随テ之ヲ定ム

第十五条 受救者ヨリ還納ノ金額ハ幹事之レヲ受取元利ヲ詳明ニシ

開會ノ節総員ニ報告スヘシ

但收受ノ手續ハ第十条ノ通タルヘシ

(山口匡一氏藏)

二 高座郡下鶴間村他三か村節儉約定書

節儉約定書

高座郡

下鶴間村
下草柳村

上草柳村
深見村

抑我連合四ヶ村ノ村落タル概シテ畑勝ニシテ最モ養蚕ヲ主トシ六七
月ノ期ニ於テ全年生活ノ收穫ヲ得ル多額ナルヨリ不知不識驕奢心ヲ
起シ人民一統目前富有之形ヲ呈シタルモ決テ不然却テ困窮ノ前鬼タ
ルヲ不知ノ弊害ニシテ浮雲ノ大風ヲ不恐ト一般ナリ然リ而テ昨年
以來物価日ヲ逐テ底落シ之ニ加ルニ昨年ノ旱魃ヨリ引続キ本年九月
ノ大風ノ為メ田畑トモ非常ノ災害ヲ蒙リ民間ノ衰態実ニ名状スヘカ
ラサルニ遭遇シ今ヤ何ソ他ノ嘔々ヲ問ン此時ニ際シ是レヲ挽回スル
ノ術実ニ節儉ト勤勞トヲ舍テ他ニ需ムルモノアラシヤ因テ左ニ節儉
ノ条項ヲ明示シ財源ヲ培養スルノ一助トセントス

第壹条

一 冠婚葬祭等ハ親類隣家ニ止メ他ノ交通ヲ謝絶シ最モ簡易ヲ旨ト
致スヘキ事

第二条

一 前条ニ要スル衣類ハ模様白無垢一切禁止ノ事

第三条

一 新年ノ祝賀ハ例年ノ通りタルモ酒ノ饗応者可成相省キ質素儉約
ヲ可相守事

第四条

一 家宅土藏物置其他ノ普請ニ際シ親類并ニ隣家等ヨリノ手伝人エ
ハ一切酒ヲ禁止シ且棟上ノ節餅投禁ノ事

但居宅土藏等建設之節モ禁酒タルハ勿論ナレ共本人ノ願望ニヨ
リ壹斗ヨリ不多酒ヲ饗応スルハ此限ニアラス

第五条

一 諸職人日雇等相雇候節ハ酒一切禁止之事

第六条

一 神社祭典ハ拾式坐神楽ニ止ムル事

但時期ニ臨ミ神官壹名ノ祈禱ニテ相済スコトヲ得ル

第七条

一 興行ハ勿論興行ケ間敷コト一切不相成事

第八条

一 火災之節者本人ハ勿論村中ニ於テ酒一切出スベカラサル事

但該隣家ヨリ壹升ヨリ不少三斗ヨリ不多酒ヲ出スコトヲ得ル

第九条

一 前数条ニ掲載シタル他ニ心付キタル節儉者各自行フハ論ヲ俟サ
ル事

第十条

一 前条ニ定ムル処ノ数件ヲ犯スモノハ該件ヲ差止メ更ニ金拾錢ヨ
 リ不少尅円ヨリ不多違約金ヲ出サセシムル事

前条之件々村民一統協議決定仕候間御聞届相成度此段奉願候也

明治十七年第十二月十八日

神奈川県高座郡下鶴間村

加藤 甚兵衛 (印)	高下 兵五良 (印)	土屋 惣衛 (印)	高下 宇左衛門 (印)
小嶋 孫次郎 (印)	北島 幸右衛門 (印)	高下 半衛 (印)	金子 亀治郎 (印)
小倉 卯丘衛 (印)	天野 七藏 (印)	北島 徳右衛門 (印)	和田 儀左衛門 (印)
和田 平治 (印)	小倉 勘藏 (印)	柴田 平左衛門 (印)	篠田 太右衛門 (印)
山本 五兵衛 (印)	瀬沼 義平 (印)	大久保 彦兵衛 (印)	瀬沼 七左衛門 (印)
北嶋 熊吉 (印)	目代 利兵衛 (印)	高下 玄随 (印)	柴田 新兵衛 (印)
遠藤 茂吉 (印)	高下 半平 (印)	伊沢 喜兵衛 (印)	瀬沼 新助 (印)
目代 源之丞 (印)	金子 常吉 (印)	篠田源太左衛門 (印)	瀬沼 源四郎 (印)
天野 吉兵衛 (印)	北島 荒二郎 (印)	瀬沼 伝右衛門 (印)	浜田佐五左衛門 (印)
天野 浅右衛門 (印)	八木 小左衛門 (印)	石渡 音吉 (印)	北島 キ又 (印)
大久保万右衛門 (印)	北島 彦四郎 (印)	篠田 九左衛門 (印)	土屋 七兵衛 (印)
石井 久右衛門 (印)	浜田 平左衛門 (印)	高橋 歳藏 (印)	長谷川 彦八 (印)
大久保金右衛門 (印)	小倉 嘉一 (印)	高下 倉右衛門 (印)	鶴 林 寺 (印)
和田 駒治良 (印)	蜂須賀 又二郎 (印)	高座郡深見村	小林 利左衛門 (印)
		平本 弥市 (印)	碓井 久右衛門 (印)
		真壁 金四郎 (印)	岡本 左五郎 (印)
		平本 福四郎 (印)	小林 直吉 (印)
		平本 権藏 (印)	冲津 市左衛門 (印)
		真壁 万寿郎 (印)	小林 辰五郎 (印)

沖津 仁兵衛(印)

青木 慶藏(印)

青木 寿美藏(印)

青木 源兵衛(印)

青木 常治郎(印)

小林 政五郎(印)

青木 七藏(印)

萩屋 万右衛門(印)

青木 伝兵衛(印)

萩屋 丑松(印)

青木 時治郎(印)

(人民諸願届)(明治一七二〇年)大和市役所蔵

(注) 上下草柳両村の署名は欠。小室正朗氏所蔵資料に同様のものがある。

二三 駅通局への貯蓄奨励に関する県令沖守固

の内達

郡区長
戸長

凡人老後ニ至レハ壯年ノ時ノ如ク強健ナラズ其壯年ナルモ疾病其他不時ノ変災ナキヲ必ス可ラサルヲ以テ強健無事ノ日ニ於テ宜シク其子備ヲ為サ、ルヲ得ス然ルニ細民ニ至リテハ多クハ今日アリテ明日アルヲ知ラス從フテ得レバ從フテ散シ更ニ将来ノ慮ヲ為サズ老衰廢職若クハ疾病其他不時ノ変災ニ際スルトキハ俄ニ凍餒厄ニ陥リ

竟ニ他人ノ累ヲ為スニ至ル実ニ憫然ノ至リト云フ可シ既ニ近二三年來民間金融壅塞細民生業ニ苦シミ加ルニ客歲暴風雨ノ災害アリ一層困窮ニ陥リ為メニ不良ノ舉動ヲ為シ法ニ触レ他人ノ累ヲ為スモノアリ之皆平素節儉ヲ守ラス更ニ余裕ナキニ由ル現ニ此経験アリ節儉貯蓄ノ忽諸ニ付ス可ラサルハ喋々ヲ俟タス故ニ各自ノ幸福ヲ全フセンニハ資財ヲ貯蓄セサルヲ得サル理由懇篤部民へ説諭ヲ加へ各自応分ノ貯蓄ヲ為シ候様注意可致且貯金ヲ為スニ方リ僅ノ利ニ迷ヒ寄托其所ヲ得サレバ狡獪ノ手ニ落ち或ハ之ヲ水泡ニ帰スルノ恐れアレハ駅通局貯金預ケ所ニ寄托シ安然ニ蓄積候様勸誘可致此旨内達候事
明治十八年四月一日
神奈川県令 沖 守固

(「本郡役所諸達」(明治十八年)相模原市史資料室蔵)

二三 高座郡橋本村他三か村貯蓄規約作成延期

についでの上申書

上 申

高座郡橋本村外三ヶ村

右村々貯蓄規約之儀去月廿六日月次会同之節御談ニヨリ本月十日ヲ限り其法方上申可仕答ニ付部内村々ニ出張致シ各人民へ厚キ御趣意懇説ノ処何レモ感徹致シ依テ本月七日ヲ期シ協議之上規約ヲ設ケ上

仲可仕ト確定致居候得共云ヘクシテ其実ヲ行サル儀ニ付猶又一応懇諭致シ然ルニ来二十年一月廿日迄延期之旨申出候次第ニ付此段上申候也

高座郡橋本村外三ヶ村戸長 矢嶋甚十郎

高座郡長 今福元顯殿

(諸願届上伸書綴) (明治一九年) 相模原市史資料室蔵

二四 特置巡查規則に関する件達および同配置願

(一一二)

(二)

甲第二百十九号

銀行諸会社若クハ町村協議或ハ一己ノ費用ヲ以テ特別ニ巡查ノ配置ヲ要求スルモノハ左之規則ニヨリ可願出此旨布達候事

但本文配置ノ巡查ハ一般ノ成規ニ從ヒ異同アルコトナシ

明治十四年十二月一日 神奈川県令冲守固代理

神奈川県少書記官 磯貝静藏

特置巡查規則

第壹条 銀行諸会社若クハ町村協議或ハ一己ヨリ費用ヲ納メ特別ニ

配置スル巡查ヲ特置巡查ト云フ

第二条 前条ノ巡查配置ヲ要求スルモノハ其配置ヲ要スル場所及ヒ

人員期限等ヲ詳記シ戸長ノ奥書ヲ以テ所管警察署ヲ經由シテ本庁

へ願出ベシ

第三条 特置巡查ニ属スル費用ハ毎年度ノ警察費額ニ基キ三等巡查

老人ニカ、ル費額ヲ算出シ之レヲ目安トシ配置ノ人員ニ応シ相当

ノ費額ヲ取立二等巡查ヨリ四等巡查迄ノ内ヲ以テ特置使用スルモ

ノトス尤モ二等以上ノ巡查ヲ常置センコトヲ願出ルモノハ其等級

ニ応シ月給ノ額ヲ増加スルモノトス

但旅費ヲ給スル場合ニ於テハ其費額ヲ本文ノ外ニ取立ルモノト

ス

第四条 前条ノ費用ハ壹ケ月若クハ二ケ月分等願人ノ適宜ヲ以テ横

浜区内ハ直ニ本庁會計課へ相納メ其他ハ所管警察署ヲ經由シテ同

課へ相納ムベシ

第五条 前条ノ費額ハ毎年度ノ初メニ於テ布達スベシト雖トモ其後

臨時変更スルコトアルニ於テハ所管警察署又ハ分署ヨリ願人へ通

達スベシ

第六条 昼夜絶ヘズ巡查老名宛ノ配置ヲ要求スルニ於テハ四名分ノ

費用ヲ取立ルモノトス夜中ノミ絶ヘズ巡查老名宛ノ配置ヲ要求ス

ルニ於テハ三名分ノ費用ヲ取立毎日午後第五時ヨリ翌日午前第八時迄配置スルモノトス

交番所ヲ設置シ其他時間ヲ定メ派遣ヲ願フモノニシテ人員ニ差違ヲ生スルモノハ前項ノ限リニアラズ

第七条 前条ノ巡查派遣ノ為メ交番所ノ設置ヲ要求スルトキハ願人

ニ於テ建築費(借家ナレハ家賃)ハ勿論右ニ関スル一切ノ費用ヲ弁理スルモノトス

第八条 前条ノ巡查ハ其所管警察署又ハ分署ノ管理タルヘシ

(神奈川県布達)

(二)

特置巡查配置願

一 特置巡查 彦名

一 明治十九年十二月廿日ヨリ同廿年一月尽日迄配置

一 毎日午後老時ヨリ翌日午前一時迄十二時間巡行

一 成規ノ通り費用上納可仕候

但需用費ハ現品小使ハ現人ヲ以弁理可仕候

右者神奈川県採水組合事務所位置橋樹郡南綱島村九百九十三番地へ地区内採水得失監督ノタメ巡視トシテ御配置被成下度組合一同協議

ノ上此段願上候也

明治十九年十二月十八日 神奈川県採水組合百九名惣代

橋樹郡北綱島村組長 飯田 助太夫

同郡樽村取締 鈴木 忠兵衛

神奈川県警察署警部 田中英一殿

前書採水組合特置巡查配置之儀出願ニ付奥書捺印之上進達候也

橋樹郡大豆戸村外七ヶ村

戸長 池谷 義広

書面願之趣聞届候事

但費額ハ前納致ヘシ

明治十九年十二月十八日

神奈川県神奈川県警察署印

納証

一金貳拾壹圓廿六錢

神奈川県採水組合納
特置巡查 求費

内

金拾壹圓六拾錢

巡查式名ニ係ル費額
十九年十二月半ヶ月分

金六円

全式名分里程三里以上
往復旅費

金三円

全巡回宿泊料拾度分

金六拾六銭

全十二月廿一日ヨリ同卅一日迄十一ケ日分
弁当料一日金六銭宛三名分

右相納候也

明治十九年十二月十九日

右組長代理

納人 飯田 快三(印)

神奈川警察署御中

特置巡查配置継続願

一 特置巡查 彦名

一 明治廿年二月一日ヨリ同月十五日迄拾五日間配置

一 毎日午後一時ヨリ翌日午前一時迄拾貳時間巡行

一 成規ノ通費用上納可仕候

但需用費ハ現品小使ハ現人ヲ以弁理可仕候

右ハ神奈川県採水組合事務所位置橋樹郡南綱島村九百九拾三番地へ

地区内採水得失監督ノタメ巡視トシテ御配置継続被成下度組合一同

協議ノ上此段願上候也

明治廿年一月

神奈川県採水組合百九名惣代

橋樹郡北綱島村組長 飯田 助太夫

同郡樽村取締 鈴木 忠兵衛

橋樹郡警察署警部 田中英一殿

前書採水組合特置巡查配置継続之義出願ニ付奥書捺印之上進達候也

橋樹郡大豆戸村外七ヶ村戸長 池谷 義広

(公私用書綴箋)(明治一九年)飯田助丸氏蔵

第四節 民費 地方税

二五 明治十年度足柄上郡民費額内訳抜萃

明治十年七月ヨリ
全十一年六月マテ 足柄上郡民費額ノ内抜萃書

費目	金額
警察費	金三百九拾九円七拾八銭三厘
区戸長用掛筆生	金七千七百三拾七円拾貳銭六厘
書役小使小走人等給料	金三百六拾貳円七拾九銭五厘
同旅費并筆墨料	金貳百三拾円九拾六銭三厘
水火防禦費	金九拾四円八拾五銭貳厘
区務所被所借家料	金八拾九円六拾銭貳厘
同器具買入代	金九拾四円五拾四銭貳厘
同修繕費	

区務所扱所町村諸費 事務所ニ係ル 郵便税并脚夫賃 大小区及町村會議費 区戸長以下事務繁多ニ付并当料 物産取調費 徴兵下調費 里程山林旧跡等調費 貢金取集納済迄ノ諸費 学区取調給料 浦役場并難波船諸費 貢賦生徒学資 種痘所諸費 小学校補足費 新聞紙購求代 共同物揚場ニ係ル諸費	金千三百貳拾壹圓貳拾八錢三厘 金八拾四圓四拾壹錢貳厘 金拾九圓八拾四錢六厘 金貳拾六圓六拾四錢 金五拾八圓七拾九錢四厘 金六拾三圓六拾壹錢五厘 金三拾七圓七拾錢 金三百拾四圓三拾四錢九厘
合金三千六百四十二圓七十六錢八厘	

〔草稿綴〕山口匠一氏蔵

- (付箋一) 師範生入費も此内ニ蒼蓄セリ
 (付箋二) 高拾方四千六百八拾七石二斗四升五合
 此金老万九百廿八圓三拾壹錢厘

老石ニ付而拾錢四厘三毛九糸
 (朱書)
 〔此三分一ハ即チ前全金之高トナル〕

(付箋三) 一万九百廿八圓三十錢二厘

(朱書)
 〔石高三万四千八百九十五石七斗五升内〕

老石ニ付金拾錢〇四厘三毛九糸

二六 明治十一年自七月第六大区區費精算書上

明治十一年七月ヨリ九月マテ區費精算書上

一金貳百七拾九圓九拾貳錢貳厘貳毛 七月ヨリ予算但 予算表御下ケ渡
 九月迄 無之ニ付内割

内

金百貳拾八圓九拾四錢五厘六毛 每口錢人員老万三千八百四拾八人
 但シ老人ニ付金老錢貳厘貳毛ツ、

金百拾四圓九拾五錢六厘六毛 區費金旧高老石ニ付
 金七厘九毛ツ、割

一金貳拾三圓五拾四錢八厘六毛 六月ヨリ越高

合金三百三圓四拾七錢八毛

此 訳

金四拾老圓五拾五錢六厘 四月ヨリ警察費
 六月マテ

金百三拾八圓 區長以下月給

金四拾八圓 七月ヨリ貢賦生費
 九月迄

金八圓三拾錢 區長以下出港旅費

金六円

区務所家賃

金老円八拾七錢五厘

区長以下筆墨料

金九円六拾九錢三厘

用度品

金老円五拾錢

新聞紙料

金拾五円

庁詰筆生手当一ヶ月半分

金三円

本多勝三郎手当

金三円

雇物書日当

金八円拾四錢七厘五毛

脚夫賃

小以金貳百八拾四円七錢壹厘五毛

差引

殘金拾九円三拾九錢九厘三毛

右者明治十一年七月より九月迄 区費精算取調候処書面之通り御座候也

明治十一年 月

第六大区副区長 平 本 義 治

区 長 角 田 寿 孝

神奈川県 野村 靖殿

(吉浜俊彦氏蔵)

二七 地租改正見込の件上申書

地租改正ノ儀見込上申書

地租改正事業ニ付過般御下聞之次第ヲ愚按スルニ当明治十三年ニ於テ従前査定スル処ノ地位階級ヲ解キ更ニ之レヲ訂正スルモ恐ラクハ是多煩徒勞ニ属スルニ庶幾カラン歟今年度ニ当リ政府ノ都合ニヨリ租額ニ増減ヲ生スルノ事由アリトスルモ現行ノ等級ニ拠リ之レニ租稅ヲ負担セシムルニ何ノ妨ケカ之レアラン抑モ改正ノ事業タル專ラ中正公平ヲ主義トスルモ動モスレバ緩苛偏ヲ生シ易ク假令幾回カ調査査定スルモ漠タル曠原田野山林ニ対シテ豈能ク多少ノ差違ヲ免カレ、ヲ得ン加之従前査定シタル乃チ現行ノ地位等級ハ其日尚淺ク未ダ三四年ニ出ザルヲ以テ地質ノ變更ヨリ土壤趣ヲ換エ肥瘠相異リタル状景ヲ顯スルヲ見ザルニ何ヲ以テカ目下一般ノ等級ヲ改正セザルヲ得ストノ説アルカ未ダ改正スヘキ事故ハ下官カ一モ目撃セザル所也然リ而シテ我県下曩キニ調査セシ耕宅階級ノ如キハ比準上敢テ不公平ナシトセザルモ人民ノ鬱々苦訴セザル所以ハ當時斯ノ民ノ質直ト卑屈ナル風習ニ安ンスルヲ以テ也故ニ始メ此事業ニ着手スルヤ民情或ハ疑懼ノ念ヲ抱クト雖トモ改正ノ事効ヲ奏スルニ至ツテハ太ダ大差謬ナシト信ズル也今也民間ノ景況九年十年度ニ比スレハ自ヅカラ情勢ノ相異ナル有ルヲ以今再ビ之レガ改正ニ着手セント欲セバ狹點ノ徒巧ミニ法ヲ遁レテ官吏ヲ欺詐スルニ至ル恐クハ往日ノ比ニ非ザルコト必然ナラン假令今回ノ改正ニ当リテヤ法規ヲ嚴ニシ調

查ヲ精察ニナスモ其弊ノ生スル果シテ曾テ改正査定セシ処ニ比格スレハ全キヲ得ルノ難キ或ハ其上ニ出ルモ未タ以テ保チ難シトス是レ下官ガ本年地位ノ等級ヲ改訂スルハ却テ多煩徒爾ニ属スト為ス所以ナリ然レトモ既ニ不平ヲ唱エ苦愁ヲ訴フルモノアリ是レ改正セザル可ラズト説ク者或ハ之レアル可シト雖トモ大抵ハ一村一落ノ私情耳勝手耳敢テ顧リミルニ足ラズ今仮リニ顧リミルニ足ルモノトナスモ豈ニ夫レ一区一村ノ人民私情ヲ訴フルノ為メニ全般ノ改正ヲ要スルヲ得ンヤ若シ小部落ノ民情ニ関セス全般ノ改正ニ着手スルハ今日ノ公平法也トナスモ到底民情ノ苦断ツ可ラザル也且改租ノ事業タル一朝能ク処シ了スヘキニ非ス其費用タル官民ヲ問ハス多数巨額ヲ要スル者ナレバ今茲ニ些細ノ不完全ヲ改メントシテ巨多ノ費用ヲ消費スルハ是亦徒費ノミ啻ニ徒費ノミナラス却テ權衡不測ノ不公平ヲ生ズルニ至ルモ知ル可カラズ寧ロ小不公平ニ失スルヲ覺ルモ大權衡ノ差異ヲ生ゼザルヲ欲スル也然レトモ山河土地ニ於ケル亦タ必ラズ災害麥状ナカラシヤ其災害麥状ノ日ニ方リ万不得止ノ時之ガ法策ヲナシ訂正ニ從事シ再タビ審査ヲ試ムルモ未タ遅カラズトナス況ンヤ今日上尚ホ従前ノ事務整頓セサルニ於テヤ利害得失ノ如何敢テ管見ヲ陳シ区々ノ鄙言ヲ不憚上聞ヲ煩ハス如此候也 頓首

(草稿綴) 山口匠一氏藏

二八 河港、道路等地方税支出に關する件達

甲第一百十九号

地方税ヲ以テ支弁スヘキ河港道路堤防橋梁建築修繕費ノ儀県会ノ決議ニ因リ十三年度乃チ本月一日ヨリノ分ハ支給セサル儀ニ相定候条此旨布達候事

但明治十二年六月甲第九十八号布達ハ廢止ト心得ヘシ

明治十三年七月十日

神奈川県令 野村 靖

(神奈川県布達)

二九 地方經濟郡区分離条例

甲第四百四十二号

地方經濟郡区分離条例県会之決議ヲ採リ左ノ通相定メ明治十三年度ヨリ施行候条此旨布達候事

明治十三年八月十八日

神奈川県令 野村 靖

地方經濟郡区分離条例

第一条 郡区經濟ヲ分離シ郡ノ經費ハ郡ヨリ徴收スル地方税ヲ以テ之ヲ支弁シ区ノ經費ハ区ヨリ徴收スル地方税ヲ以テ之ヲ

モノトス

第二条 郡区分離經濟便益ノ為メ營業稅雜種稅ノ稅目制限

ヲ取捨斟酌シ及ヒ地ニ課シ戸ニ課スル稅額ヲ定ムルハ郡

ヲ分別スルコトヲ得

第三条 經費ノ内郡区合一ニシテ支弁スヘキ費目及ヒ其郡区負担ノ

割合ヲ定ムル左ノ如シ

一 警察費

郡区ノ人口其年一月一ヲ目安トシテ割合区ノ人口ハ郡ノ五倍ヲ

支弁スルモノトス

一 県會諸費

一 衛生費

一 県立學校費及ヒ小學校補助費ヲ以テ充ヘキ小学生徒賞与金

一 教育費

一 浦役場及難破船諸費

一 管内限諸達書及揭示諸費

郡区ノ人口其一月一日ノ現員ヲ目安トシテ割合支弁スルモノトス

一 十全醫院費

郡区ノ患者前三ヶ年間ノ平均ヲ目安トシテ割合支弁スルモノトス

一 勸業費

勸農ニ要スルモノハ郡勸商ニ要スルモノハ区ノ負担ニ歸シ勸工

及博覽會等ニ要スルモノハ郡区ノ人口其年一月一ヲ目安トシテ

割合支弁スルモノトス

第四条 將來郡区合一ニテ支弁スヘキ經費ヲ要スル時若シクハ此条

例ノ改正補除ヲ要スルトキハ縣會ノ決議ヲ經テ之ヲ施行スルモノ

トス

(神奈川縣布達)

一〇〇 地方稅戶數割徵収方則議案

(朱書) 『第五号議案』

地方稅戶數割徵収方則

第一条 戶數割稅ハ地方稅則ニ依リ貧富ヲ斟酌シ之ガ等差ヲ定ムル

モノトス

第二条 等差ハ動產不動產ノ所有高ニ依リ個額ヲ定メ其個數へ賦課

スルモノトス

但其年度本村負担額ヲ個數惣計ニテ除シ一個率ヲ得テ每戶ノ個

數ニ乘ス

第三条 個數調査法ハ左ノ制限ニ依ル

一 地租納額五拾錢ヲ一個トス